

平成27年10月6日

(照会先)

経営企画部経営企画グループ長 樋口 俊宏

(電話直通 03-5344-1107)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

日本年金機構再生本部の設置

不正アクセスによる情報流出事案に関する検証・調査結果及び厚生労働省からの業務改善命令等を踏まえ、ガバナンス・組織風土に関するゼロベースからの抜本改革を行うため、日本年金機構再生本部（以下「再生本部」という。）を設置しましたのでお知らせいたします。（設置要領等については別添参照。）

再生本部における検討内容については、年内に一定の取りまとめを行うとともに、平成27年12月初旬までに厚生労働省へ提出する改善計画に反映させる予定です。

また、再生本部の検討内容についてご報告し、ご助言をいただくため、外部有識者にアドバイザーとしてご就任いただく予定です。

以上

要領第 174 号

理事長決定

平成 27 年 10 月 1 日制定・施行

日本年金機構再生本部設置要領

1. 本要領の目的

本要領は、日本年金機構組織規程（規程第 2 号）第 67 条第 2 項の規定に基づき、日本年金機構再生本部（以下「再生本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 再生本部の設置

不正アクセスによる情報流出事案に関する検証・調査結果及び厚生労働省からの業務改善命令等を踏まえ、ガバナンス・組織風土に関するゼロベースからの抜本改革を行うため、再生本部を設置し、必要な取組を検討・決定・推進する。検討内容については、年内に一定の取りまとめを行うとともに、平成 27 年 12 月初旬までに提出する改善計画に反映させる。

3. 再生本部の構成

- (1) 本部は、本部長、担当理事及び本部員をもって構成する。
- (2) 本部長は理事長をもって充てる。
- (3) 担当理事及び本部員は、本部長が指名する。
- (4) 本部長は、検討テーマごとにワーキングチームを設置することができる。

4. 再生本部の運営

- (1) 再生本部は、本部長が日時及び場所を定めて開催するものとする。
- (2) 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名した担当理事が、その職務を代行する。
- (3) 再生本部は、本部長、担当理事及び本部員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- (4) 再生本部の議事については、原則、非公開とする。
- (5) 再生本部の庶務は、経営企画部経営企画グループにおいて行う。

5. アドバイザリーボードの設置

本部長は、再生本部における検討のため、必要に応じ、外部有識者からなるアドバイザリーボードを設置し、助言を受けることができる。

6. 構成員以外の出席

本部長は必要に応じて再生本部の構成員以外の者を出席させ、報告を求め、意見を

聴取することができる。

7. 改廃

この要領の改廃については、理事長が決定する。

8. その他

この要領に定めるもののほか、再生本部の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

日本年金機構再生本部の構成

○ 日本年金機構再生本部の構成は以下のとおりです。

【本部長】 理事長 水島 藤一郎

【担当理事】 事業管理部門担当理事 深田 修
人事・会計部門担当理事 木谷 豊

【本部長】 職員 16 名
(平均年齢 45.8 歳 (27 歳～55 歳)、男性 10 名・女性 6 名)

<内訳>

- ・旧社会保険庁（本庁）採用職員 3 名
- ・旧社会保険庁（地方庁）採用職員 5 名
- ・民間採用職員 2 名
- ・機構採用（新卒）職員 2 名
- ・有期雇用職員から正規職員に登用された職員 2 名
- ・有期雇用職員等 2 名

○ 再生本部にて検討テーマを決定した後、具体的な検討については、別途設置するワーキングチームにて行う予定です。

○ ワーキングチームでは、再生本部員及びワーキングチームメンバーが、通常業務を離れて専属し、集中的に検討作業を行います。

以上

日本年金機構再生本部 アドバイザリーボード

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 明石 洋一 | 東京ステーション開発株式会社
代表取締役社長 |
| 岩田 喜美枝 | 元株式会社資生堂代表取締役副社長
元厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 |
| 岩田 公雄 | 元読売テレビ解説委員長
学習院大学特別客員教授 |
| 大田 弘子 | 元経済財政政策担当大臣
政策研究大学院大学教授 |
| 五味 廣文 | 元金融庁長官 |
| 山宮 慎一郎 | 弁護士（T M I 総合法律事務所） |
| 林野 宏 | 株式会社クレディセゾン代表取締役社長 |

（五十音順）

再生本部検討テーマ(案)

～日本年金機構として国民に示す方向性～

公的年金制度を執行するという緊張感、責任感、使命感の確立

I 組織・業務改革

1. 組織管理

○本部、ブロック本部、年金事務所のあり方

- ・一元的な現場管理セクションの検討
- ・ブロック本部のあり方
- ・年金事務所の機能の見直し

○情報共有・公開のあり方

- ・職員間コミュニケーションの活性化
- ・情報の集約・意思決定のあり方
- ・情報開示のあり方

2. 業務管理

○現場実態を踏まえたルール設定・徹底のあり方

- ・指示・依頼の質的・量的見直し
- ・ルールの遵守・徹底

○業務の合理化・効率化

- ・業務の見直し
- ・業務量に応じた人員配置

II 意識・風土・人事改革

○人事評価制度の見直し

- ・信賞必罰の人事評価
- ・360度評価の実施
- ・減点主義から加点主義へ移行

○人事制度のあり方

- ・本部と拠点間の異動の促進
- ・専門性・キャリアパスの確立

○管理職の活性化

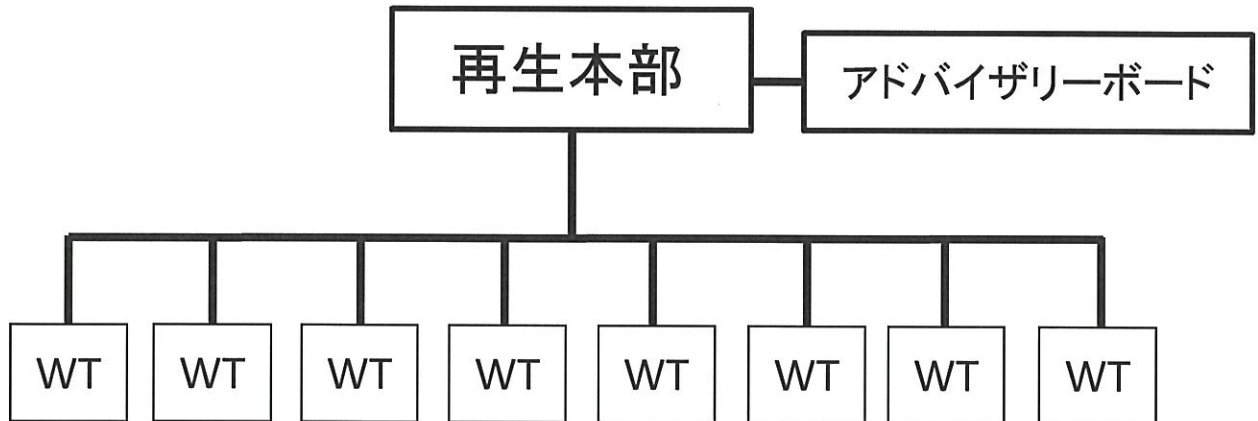
- ・若手登用の促進（早期定年制度・役職定年制度の創設）
- ・管理体制のあり方（ライン、スタッフ等）

○職員の活性化・モチベーションの向上

- ・女性職員の活躍推進
- ・非正規職員の活性化

再生本部ワーキングチーム

<体制図>



<ワーキングチーム>

○検討テーマごとに「ワーキングチーム」を設置

【検討テーマ(案)】

- ・本部、ブロック本部、年金事務所のあり方
- ・情報共有・公開のあり方
- ・現場実態を踏まえたルール設定・徹底のあり方
- ・業務の合理化・効率化
- ・人事評価制度の見直し
- ・人事制度のあり方
- ・管理職の活性化
- ・職員の活性化・モチベーションの向上

○各ワーキングチームは7名程度のメンバーで構成

○ワーキングチームメンバーは採用区分や雇用形態を問わず選定(旧社会保険庁出身職員、民間採用職員、新規採用職員、有期雇用職員)

○10月中旬より専任として従事